

令和 3 年 6 月 26 日現在

機関番号：45409

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K13079

研究課題名（和文）ロシア連邦教育法に関する教育行政学的研究

研究課題名（英文）Educational administration research on Federal Law of Education in Russia

研究代表者

黒木 貴人（Kuroki, Takahito）

広島文化学園短期大学・その他部局等・准教授

研究者番号：60736106

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：ロシア連邦における教育根本法である「ロシア連邦教育法」の規定内容分析により、ロシア連邦の教育政策及び教育行政について以下のような特徴が明らかとなった。  
第1に、国民の「教育への権利」の保障と国家としての「公益性」の保障を志向している。第2に、教育を受ける主体である子ども（学習者）に対しても、どのような学習成果を得たのかという「義務」を課している。これらの政策的特徴は連邦全体の教育の質保証を目指してのものだが、教育成果の可視化を重視することが「教育の強制」につながるのではないかと、との危惧が指摘できる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

新自由主義的な教育政策の功罪が問われている昨今、ロシア連邦も例に漏れない。ロシア連邦教育法は、その一つの帰結であると言える。  
日本においても教育成果の可視化が重要視される傾向が日に日に強まっているが、ロシア連邦における政策動向はその意義や課題を検討する上で一つの示唆を与えていると言える。

研究成果の概要（英文）：In this study, I brought out the characteristics and problems of educational policy in the Russian Federation through the analysis of Federal Law of Education in Russia.

1) Federal Law of Education in Russia is guaranteed the "Right to education" of citizens and "common good" as the nations. 2) The Law also impose a duty of learning outcome on citizens. Those educational policies have concerned "compulsion of education".

研究分野：教育行政

キーワード：ロシア連邦教育法 教育への権利 新自由主義 公益性

## 1. 研究開始当初の背景

ロシア連邦の教育に関する研究は、日本においてそこまで活発に行われているわけではない。とりわけ、「連邦法『教育について』」(以下、旧連邦教育法)に代わり2012年12月に成立した「ロシア連邦法『ロシア連邦における教育について』」(以下、連邦教育法と略記)は、国内外においてまだ十分に研究が行われていない状況であった。日本においては、筆者も所属するロシア・ソビエト教育研究会がかつて連邦教育法の翻訳を分担して行ったが、それ以降主たる研究対象として同法は扱われていない。

新自由主義的な教育政策・教育改革の弊害が指摘されて久しい昨今、ロシア連邦においてもそのような状況は例外ではない。むしろ、ソ連崩壊以降、教育分野を含む連邦の各種政策は新自由主義的な色合いが濃く進行してきた。2000年のプーチン政権以降は、強権的な政策手法の下でその傾向はますます強まった。教育分野においては、旧連邦教育法が60回以上改正されていることに象徴されていると言えるだろう。そんなパッチワーク的な状況となっている旧連邦教育法を改め、新しい時代にふさわしい教育根本法として成立したのが連邦教育法であるが、同法も成立以降約50回に亘り大小の改正が重ねられている。

以上のような連邦教育法の成立過程やその後の改正の様相を分析していくとき、「教育と政治」「教育と国家」の関係性をめぐる新たな示唆が得られるのではないかと想定し、本研究を着想した。

## 2. 研究の目的

本研究は、ロシア連邦における教育根本法である連邦教育法の改正を巡る議論や改正内容、それに伴った教育政策の傾向性などについて、「教育と政治」「教育と国家」の関係性という観点から分析し、その特徴や課題を考察することを目的とするものであった。

## 3. 研究の方法

ロシア連邦国立図書館や現地書店等で購入した一次資料及び書籍から、ロシア連邦教育法の規定内容分析を行った。

連邦連邦教育法改正をめぐる動向や各種アクターの整理においては、ロシアのニュースサイト等インターネット情報を分析素材として研究を進めた。

なお、ロシア現地の教育行政担当者等へのインタビューを計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、行うことができなかった。

## 4. 研究成果

連邦教育法の成立・改正過程をめぐる諸側面の整理・分析により、現代ロシアの教育政策の特徴や課題を明らかにした。

第1に、ロシア連邦の教育政策は中央集権的な政策展開及びそれを反映した法規定に基づき、国民の「教育への権利」の保障と同時に、国家としての「公益性」の保障を強く重視している点である。連邦教育法第2条において、ロシア連邦における「教育」は次のように定義される。

「重要な公益であり、人間・家族・社会・国家のために実施される単一で意図的な訓育及び教授の過程」

「獲得されるべき知識、技能、熟達した能力、価値体系、活動経験及び一連のコンピテンシーの総体」

「重要な公益」という文言は、旧連邦教育法にはなかったものであり、ロシア連邦として目指す教育の形、敷いては社会における教育の役割が示されるものとして注目される。そのうえで、ロシア連邦教育法においては、市民が有する「教育への権利」に対し、教育を受ける形態の選択など、手厚い保障が目指されている。その保障は、連邦中央・地方政府、教育機関等、教育を遂行する各種機関に「義務」「責任」として行うことが求められている。一方で、学習者はその権利を行使できると同時に、確実な学習の履行を行うことによって適切な学習成果を生み出すことが求められている。同時に、その保護者に対しても子どもの学習の履行に対する「責任」が求められている。

近年は「教育のモニタリング」政策が活発に進められ、連邦中央の主導のもと各大学や学校の教育成果が様々な側面から数値化され、公表されるようになってきている。これは連邦としての「公益」を可視化する政策の一環と捉えることができよう。学習者及び保護者に対し、「義務」の遵守及びその違反があった際の「責任」を明文化したことも、国としての教育政策が着実に実現されていくことを期してのものだと言える。その意味においては、連邦中央による集権的な政策展開のもとで学習者の「教育への権利」行使が保障されている、というのがロシア連邦にお

る教育ガバナンスのひとつの特徴だと指摘することができる。

第 2 に、新自由主義的な教育政策をめぐる相克が連邦教育法の規定及びその制定過程に表れている。前述のように、学習者に対して適切な学習成果の創出を「義務」として課していること及び各教育機関の教育成果の公表義務化が連邦教育法内に規定されたことは、新自由主義的な原理が象徴的に表れている点であると言える。その結果、他の諸国の例に漏れず、ロシア連邦においても地域間・学習者間の教育格差の拡大が指摘されている。

連邦教育法の規定全般を見る限りは、それらの格差是正に対する意識は薄いようにも見受けられる。むしろ、「義務」や「責任」の名のもとに自己責任論的な思考が随所に見え隠れしている。しかしながら、格差問題が同法において全く等閑視されているわけではない。例えば、連邦教育法第 99 条では小規模教育機関及び農村部の教育機関に対し、在籍する学習者の数に関わらず最低限の財政保障を行うことが規定された。旧連邦教育法及び関連法規の規定では、学習者の数に応じて教育機関に対する予算配分が行われており、人口の少ない農村部の教育機関は厳しい財政状況に置かれていた。連邦教育法の制定過程においては、この都市部・農村部の財政格差の是正が一つの焦点となり、激論が交わされた。連邦教育法の制定をめぐる当時の議論を各種報道等から見ていくと、当初示された連邦教育法案に対し、サハ共和国など、在籍者数の少ない小規模教育機関を多く抱える連邦構成主体（日本における都道府県に相当する地方政府）の教育関係者や政治家が「農村部に対する教育保障が不十分である」と厳しく批判する場面が多く見られた。これらの批判を受け、上記のように在籍者数に関わらず最低限の財政保障をすることが連邦教育法に盛り込まれたのである。これは連邦教育法制定をひとつのアーリーナとして、新自由主義的教育政策の功罪をめぐる攻防戦が展開された注目されるべき事例であると言える。

「公益性」の保障を目指し、教育を提供する側（連邦中央・地方・教育機関）と教育を受ける側（学習者・保護者）双方に「義務」「責任」を課した連邦教育法に基づくロシア連邦の教育政策は、教育成果が可視化されることによって一定の成果を生み出したとされる。例えば、大学入試をめぐっては従来賄賂などの不正がまかり通り、特に地方出身でコネのない学生は都市部の有名大学に進学困難だった。しかし、可視化された数値に基づく全国統一の試験（統一国家試験）が一般的になることで、地方から都市部へ進学可能となった学生が増加したという。一方で、課題が指摘されることも少なくない。前述の大学入試から再び見るならば、点数の良しあしが生じ、その後を左右する傾向が強まることにより、普通教育における教科指導も入試対策に終始してしまう状況も多く見られるようになったことが指摘されている。「教育の強制」につながる状況が生まれていると批判するロシア国内の研究者もいる。このような課題は、全国学力・学習調査の再実施等の代表されるような教育成果の可視化政策が進行する日本においても無関係な話ではないと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 黒木貴人	4. 巻 52
2. 論文標題 ロシア連邦教育法の新旧比較	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 広島文化圏短期大学紀要	6. 最初と最後の頁 25 33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 黒木 貴人 , 小早川 倫美 , LKHAGVA ARIUNJARGAL , 張 磊	4. 巻 53
2. 論文標題 東アジア諸国における「教育を受ける権利」保障のための法制度比較	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島文化圏短期大学紀要	6. 最初と最後の頁 29-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 黒木貴人
2. 発表標題 ロシア連邦教育法改正の政策過程
3. 学会等名 日本国際教育学会第30回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 黒木貴人
2. 発表標題 ロシア連邦における中央教育行政機関の再編
3. 学会等名 日本教育行政学会第54回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 黒木貴人
2. 発表標題 ロシア連邦教育法の新旧比較
3. 学会等名 西日本教育行政学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 ロシア・ソビエト教育研究会、嶺井 明子、岩崎 正吾、澤野 由紀子、タスタンベコワ・クアニシ	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 428
3. 書名 現代ロシアの教育改革（分担執筆：第2章「新しい時代の教育ガバナンス ロシア連邦教育法に見る教育制度・教育行政」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------